

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アイ・アールジャパンホールディングス		コード	6035
提出日	2025/5/22		異動（予定）日	2025/6/17
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付されるため ・独立役員である家森信善氏及び大西一史氏が定時株主総会の終結をもって退任し、同定時総会にて新たに市江正彦氏及び児玉康平氏を独立役員として指定するため（番号3、4）			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	木村 晃	社外取締役	○														○	有
2	能見 公一	社外取締役	○														○	有
3	市江 正彦	社外取締役	○														○ 新任	有
4	児玉 康平	社外取締役	○														○ 新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		グローバル企業における豊かな経験及び豊富な見識を有しております。その歴史に基づく豊富な知見を活かし、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社グループの経営全般に対する監督の役割を担うに相応しいことから、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって必要かつ確かな助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。 また、同氏は当社の子会社株式会社アイ・アールジャパンの取引先である本田技研工業株式会社の出身ですが、同社との取引規様は、当社及び同社の連結売上高に占める比率のいずれも1%未満と極めて僅少であり、十分な独立性を有していると考えております。 なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。
2		農林中央金庫等において金融機関の経営や投資活動を通じた企業の事業育成および支援に携わってこられたほか、様々な企業での社外役員としての幅広い経験により、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって必要かつ確かな助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。 なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。
3		ベンチャーキャピタル、プロジェクトファイナンス、事業再生ファイナンス等投資銀行業務に幅広く携わってこられたほか、事業会社の経営者としての経験を通じて、経営陣から独立した公正かつ客観的な立場で、意思決定等全般にわたって必要かつ確かな助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。 なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。
4		グローバル企業において企業法務やリスクマネジメント等に長きにわたり携わってこられたほか、当社業務に密接に関わる金融審議会において委員を務めること、高度な専門知識を有していることから、当社の経営に対し厳格な監視、監督を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって必要かつ確かな助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。 また、当社の子会社株式会社アイ・アールジャパンの取引先である株式会社日立製作所の出身ですが、同社との取引規様は、当社および同社の連結売上高に占める比率のいずれも1%未満と極めて僅少であり、かつ、2024年9月より当社の子会社株式会社アイ・アールジャパンの特別顧問（シニアアドバイザー）を務めておりますが、その報酬も1,000万円以下と僅少であることから、十分な独立性を有していると考えております。 なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

4. 换算説明

【社外取締役の独立性判断基準】

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役およびその候補者が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当社にとって独立性を有するものとみなす。

- ①当社および当社会社（以下「当社グループ」と総称）に勤務経験を有する者
 - ②当社の主要株主または法人である場合は当該法人に所属する業務執行者（※1）
 - ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する会社の業務執行者
 - ④当社グループの主要な取引先の業務執行者（※2）
 - ⑤当社グループの主要な取引先の業務執行者（※3）
 - ⑥当社グループの会計監査人である監査法人において勤務経験を有する者
 - ⑦当社グループから多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士、税理士（※4）
 - ⑧当社グループから多額の寄付および助成を受けている者（※5）
 - ⑨当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
 - ⑩過去5年間において上記①から⑨のいずれかに該当していた者
 - ⑪上記①から⑩に該当する者の近親者等
- ※1：主要な株主とは、直接保有、間接保有を問わず、当社事業年度末において議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう
 ※2：主要な取引先とは、当社グループがサービスを提供している取引先であり、直近連結会計年度における年間取引額が、当社グループの年間連結売上高の3%を超えるものをいう
 ※3：主要な借入先とは、当社グループが借り入っている金融機関であり、直近連結会計年度における借入額の年間平均残高が、当社グループの連結総資産の3%を超える金融機関をいう
 ※4：多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度において、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう
 ※5：多額とは、当社グループから年間1,000万円を超えるときをいう。当該寄付および助成を受けている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の就任に係る先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者は各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。